

平成29年度 第1回鶴岡市環境審議会資料

《目 次》

- 1 平成28年度事業概要について…………… 1ページ～
- 2 平成29年度主要事業について…………… 7ページ～
- 3 鶴岡市の大気環境保全状況について…………… 15ページ～
- 4 鶴岡市生物多様性地域戦略（案）について…………… 21ページ～
- 5 第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（案）について… 23ページ～

平成29年9月
鶴岡市市民部環境課

1 平成28年度事業実績

(1) 環境総合対策

① 鶴岡市環境審議会

日時：H28.8.3（水）午後2時

会場：鶴岡市役所6階大会議室

審議内容：

- ・平成28年度事業概要について
- ・鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドライン（案）について
- ・鶴岡市再生可能エネルギー利用施設の設置等に係る基本ガイドライン（案）について

会議録を鶴岡市公式ホームページで公開

② 環境影響評価等

ア 環境アセスメント

環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関係市町村として協力した。

- ・（仮称）鶴岡八森山風力発電事業

イ 再生可能エネルギーに関するガイドライン

大規模事業の適切な実施を促すため、市として独自にガイドラインを定めた。

- ・「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」（H29.3.31）
- ・「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」（H29.3.31）

③ 環境保全協定

環境基本条例第12条に基づいて必要が認められる事業所について、環境の保全に関する協定を締結した。

- ・羽越木材協同組合 鶴岡工場（木質チップ製造施設）（H28.4.1）
- ・株式会社鶴岡バイオマス 鶴岡バイオマス発電所（H28.4.1）

(2) 地球環境対策

① 地球温暖化対策実行計画の推進

第2次鶴岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市役所関係全ての施設について平成28年度の温室効果ガスの排出量を調査し、その結果を8月広報で公表して、市民・事業者への啓発を図った。

第2次計画の4年目となる平成28年度は、平成22年度比で7.35%の削減となっており、初年度に引続き目標値を超える削減を維持している。

② 省エネルギーの推進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者として、平成28年

度に係る定期報告書、中長期計画書等を提出した。引続き年平均1%以上の省エネ達成を目指して削減に努める。

③ グリーンカーテンの普及促進

- ・市役所本所1階南面にグリーンカーテンを設置（ゴーヤ、アサガオ、パッションフルーツ）、ほか地域庁舎や学校等施設でも協力。親子環境教室（7/30）の見学に利用。
- ・ゴーヤの種とアサガオの種、植栽用ネットを無償配布した（4/20実施、143人）。
- ・グリーンカーテンコンテストを実施、「環境フェアつるおか2016」の会場で表彰（応募17点）。応募写真を会場内に展示。また10～11月に地域庁舎+本所計6か所で巡回展示。

④ エコドライブ教室の開催

- ・職員対象の教室を実施（エコドライブ推進月間中の11/17、18人参加）
- ・「環境フェアつるおか2016」で一般向け講習を実施
実施主体：NPO法人 山形県自動車公益センター
エコドライブ講習 受講者31名、エコドライブチャレンジ 参加者20名

⑤ 地球温暖化防止対策の意識啓発

県が行う地球温暖化対策としての「笑顔で省エネ県民運動」等に協力し、地球温暖化対策について市民等への普及啓発を図った。

- ・「家庭のアクション」の各家庭への周知及び取組み報告への協力。
- ・エコドライブ教室の開催（前記）

⑥ 温泉街未利用熱活用事業（H28のみ）

平成28年度の環境省補助により湯野浜温泉のホテル・旅館等が共同で実施した、温泉の未利用熱により大規模なCO2排出量削減を行う事業を県・市として支援した。

これにより地球環境保全に貢献するとともに、先導的な環境対策を行う温泉地としての地域ブランド創出と、温泉のインフラ整備を通じた地域振興が図られた。

（3）資源エネルギー対策

① 地域エネルギービジョン推進事業

ア 再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金交付実績

設備	件数	金額（円）
太陽光発電設備	24	2,106,000
木質バイオマス燃焼機器（薪ストーブ）	13	650,000
木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ）	14	700,000
木質バイオマス燃焼機器（薪ボイラー）	1	108,000
合計	52	3,564,000

イ 小水力発電普及促進事業補助金交付実績

設備	件数	金額 (円)
鳥獣害対策用電気柵設置のためのマイクロ水車	1	350,000
合計	1	350,000

② 市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

国の「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業」事業により、市内の防災拠点施設となる小中学校4校に、太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備することとした。(H29 繰越事業、防災安全課担当)

③ 地下水利用対策事務

- ・山形県との委託契約に基づき、鶴岡市内の観測井3か所(鶴岡・藤島・榎引)において、地下水位計と地盤沈下計による観測と装置の管理を行った。
- ・地下水の適正利用と保全等を目的とした「庄内南部地域地下水利用対策協議会」の事務局として総会、研修会、視察研修等の運営事務を行った。

(4) 自然環境保全活用対策

① 森林文化都市構想推進事業

ア 森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の実施

- 第1回 H28. 7. 9 (土) つるおか森の散歩道20選「大鳥タキタロウコース」散策、山菜採りと調理試食
- 第2回 H28. 9. 22 (木) つるおか森の散歩道20選「羽黒山山伏コース」散策、地元産材の活用施設の施工現場見学等
- 第3回 H28. 11. 19 (土) 山形大学演習林散策、赤カブの収穫体験、森の芋煮会
- 第4回 H29. 3. 12 (日) (特別編) 上山市でクアオルト体験

イ 鶴岡版クアオルト事業の調査・研究事業

豊かな自然環境と温泉、食文化を取り入れた「鶴岡版クアオルト事業」の調査・検討を行い、H29の「つるおか森の時間」において、「森林・温泉・食を活用したウォーキングツアー」(日帰り)として試行することとした。

ウ つるおか森の散歩道20選の整備・活用

「森の散歩道20選」をより利用しやすいものにするために現地踏査を実施し、散策道等の整備や維持管理のための調査を行った。

② 庄内自然博物館構想推進事業

ア 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」及び都沢湿地の維持管理

拠点施設であるほとりあについて、大山自治会を指定管理者として、建物施設等の維持管理及び都沢湿地の維持管理を実施した。

イ 自然学習及び保全活動の実施

自然観察会や里地里山学講座のほか、庄内自然博物館構想推進協議会と連携し、

都沢湿地保全活動、自然学習イベント等のソフト事業を実施した。

ウ 組織運営

- ・庄内自然博物館構想推進協議会 H28. 4. 20 (水) 開催
- ・庄内自然博物館構想運営委員会 H28. 5. 16 (月)、H28. 10. 27 (木)、H29. 2. 15 (水) 開催
- ・鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」の指定管理者について、初回 (H24~28) に引続き、大山自治会を指定することとされた (H28. 12 月議会)

(5) 生活環境保全対策事業

① 環境保全推進員の設置

全体研修会を H28. 7. 1 (金) に開催

- ・表彰、委嘱状交付 (391 名)
- ・講演「容器包装のリサイクル、分別排出のポイント」
- ・H28 事業内容説明 (環境課、廃棄物対策課)
- ・推進員の職務等説明

② 公害等対策

ア 各種汚染物質の測定・分析事務

ダイオキシン類測定 (大気 2 回、河川 1 回)

酸性雪調査 (1 月下旬~2 月下旬)

西郷地区砂丘地地下水水質測定 (2 回、農業用水井戸 5 か所)

イ 大気汚染緊急時対策

光化学オキシダント、PM2.5 等の大気汚染物質に関して、県が実施している常時観測の結果に基づき一定以上の高濃度になることが予測された場合に、小児、高齢者等の高感受性者への注意喚起を実施するための連絡網を整備した。

これまで鶴岡市内で注意喚起の例なし。

ウ 硝酸性窒素等削減対策

西郷地区砂丘地の硝酸性窒素について、県の行う水質調査のほか、市でも独自調査 (前記「西郷地区砂丘地地下水水質測定」) の結果をもとに、健康課を通じて地下水を飲用しないよう地域住民へ呼びかけを行った。

エ 騒音・振動に係る届出書の受理

騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境保全条例に基づく特定施設・特定建設作業・公害防止管理者等の各種届出を受理した。

オ 自動車交通騒音常時監視業務

騒音規制法に基づき、自動車騒音の調査を実施した。

6 路線 (国道 112 号線 2 か所、国道 345 号線、鶴岡酒田線 2 か所、面野山鶴岡線)

カ 放射性物質の環境調査に関する事務

「山形県空間放射線量モニタリング計画」に基づく空間放射線の測定を実施した。

- ・隔月 1 回で市内 2 か所 (県 1 か所、市 1 か所)

・0.05～0.08 μ Sv/h (マイクロシーベルト毎時) 程度で安定

③ 生活環境に係る苦情等対応

生活環境に係る各種の苦情・相談・通報等に対し迅速かつ適切な対応を行った。

[公害等苦情処理受付件数]

種別 年度	典型 7 公害							小計	その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
26	21	35	0	12	0	0	14	82	96	178
27	40	65	0	19	0	0	15	139	95	234
28	21	78	0	12	1	0	13	125	119	244

※H28その他の内訳 空き地の管理 76件、アメシロ被害 8件、その他 35件

④ カラス被害対策

・鶴岡公園への飛来数調査(年3回)、電力会社への協力依頼等による追払い対策、箱わなによる捕獲(市街地周辺に3基、9月1日～3月24日で658羽)、道路管理者への依頼による道路清掃を実施した。

・例年の飛来数調査に加え業務委託により鶴岡市街地周辺の生息状況調査を行った。(ねぐらの位置と規模の時期変動の把握、個体数のカウント等)

⑤ 空き家対策事業

ア 空き家等審議会の開催

日時：平成29年3月21日 午後2時

会場：鶴岡市役所6階大会議室

審議内容：

- (1) 空き家対策の状況について
 - (2) 鶴岡市の空き家等対策計画について
- 会議録を鶴岡市公式ホームページで公開

イ 適正管理対策

・市民からの苦情・相談等に対応し、所有者等に対し適正管理の指導を行った。

年 度	26	27	28
相談件数	158	148	132

・建築課主体で実施したH27空き家実態調査の結果に基づき、不良空き家の現地踏査を行った上で一斉指導を行った。

⑥ アメリカシロヒトリ防除対策事業

各町内会の申請に応じて、防除用機械の貸し出しと薬剤の交付を行った。

年 度	26	27	28
実施件数	147	129	122

(6) 環境意識啓発対策

① 環境教育推進事業

ア 環境つるおか推進協議会の運営

5回開催し、予算・決算と年度内の事業の進め方について協議した。

イ 「環境フェアつるおか2016」の開催（第18回）

「美しい海・山・川を守ろう 環境つるおか」をメインテーマとして、9月25日（日）に小真木原公園で開催。来場者数約4,100人。

ウ 親子環境教室の開催

7月30日（土）に開催、親子9人が参加。

見学コース：鶴岡市役所（グリーンカーテンの見学）～内川舟下り体験（鶴岡舟番所、内川の自然環境学習）～雪室貯蔵施設（庄内たがわ農業協同組合、再生可能エネルギーの活用見学）

エ 環境出前講座の斡旋

県などで実施している環境に関する出前講座のメニューを小中学校及び地域（各コミセン、各庁舎）に紹介し開催を働きかけた。

オ 環境ポスター募集・表彰

小中学生から募集、応募83点、入賞29点。

「環境フェアつるおか2016」（9/25）の会場で入賞作を表彰、会場内に展示。また10～11月に地域庁舎＋本所計6か所で巡回展示。

カ 鶴岡市こども環境かるた大会（第5回）

2月5日（日）に第三コミセンで開催、幼児・小学校児童32チームが参加。

② 環境情報の発信

ア 環境広報「エコ通信」の発行

年4回発行し全世帯に配布した。

《環境課関連記事》

夏号	「グリーンカーテンの普及」「住宅地での農薬の使用」「親子環境教室」
秋号	「環境フェアつるおか2016」「再エネ補助金」「空き家の適正管理」「親子環境教室」「廃棄物減量等・環境保全推進員研修会」
冬号	「油漏れ事故に注意」「環境関連作品受賞者紹介」
春号	「鶴岡市こども環境かるた大会」「スズメバチに注意」「環境にやさしい店認定制度」

2 平成29年度主要事業

「鶴岡市環境基本条例」（平成17年10月1日条例第149号）及び「鶴岡市環境基本計画」（平成24年3月策定）に基づき、山形県や「環境つるおか推進協議会」等の関連組織と連携し、地方公共団体として求められる環境保全・創造対策を確実に行うとともに、市民と事業者の意識高揚と啓発を通じて自主的な取り組みを促すことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の増進を図る。

（1）環境総合対策

① 鶴岡市環境審議会【継続】

環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関して基本的事項を調査審議させる等のため、鶴岡市環境審議会条例により「鶴岡市環境審議会」を設置している。

- ・委員20人以内（現在17人）、任期2年（H29年4月1日～H31年3月31日）
- ・通常年1回開催

② 環境影響評価等

ア 環境アセスメント【継続】

環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関係市町村として協力する。

- ・（仮称）鶴岡八森山風力発電事業

イ 再生可能エネルギーに関するガイドライン【継続】

市として独自に定めたガイドラインにより、大規模事業の適切な実施を促す。

- ・「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」（H29年3月31日）
- ・「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」（H29年3月31日）

ウ 環境保全協定【継続】

環境基本条例第12条に基づいて、必要があると認められる事業所との間で環境の保全に関する協定を締結する。

（2）地球環境対策

① 地球温暖化対策実行計画の推進

ア 現行計画（事務事業編）の推進【継続】

鶴岡市役所の地球温暖化対策として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、第2次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（鶴岡市役所エコオフィス推進計画、計画期間H25～29）を平成25年7月に策定した。これにより平成22年度を基準年度として、平成29年度までに温室効果ガスの排出量を5%削減する目標を定め、各部署・施設での具体的な取り組みを実施している。

この計画に基づき、市役所関係全ての施設について温室効果ガスの排出量を調査し、その結果を公表することによって、市民・事業者への啓発を図る。

イ 新計画の策定【新規】

現行計画の期間が平成29年度までのため、従来の「事務事業編」に「区域施策編」を加えた平成30年度からの次期計画を策定する。

③ 省エネルギーの推進【継続】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者として、年平均1%以上の省エネ効果を達成するため、市役所関係全ての施設のエネルギー使用量を算定するとともに、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任、定期報告書、中長期計画書等提出などの事務を行う。

④ グリーンカーテンの普及促進【継続】

誰でもできる地球温暖化対策の一つとしてグリーンカーテンの普及を図る。

ア 公共施設でのグリーンカーテンの設置（市事業）

市役所本所1階南面にグリーンカーテンを設置する（ゴーヤ、アサガオ、パッションフルーツ、長芋）。また、地域庁舎への普及を図る。

イ 種とネットの無料配布（環境つるおか推進協議会事業）

家庭等への普及対策として、ゴーヤ等の種と廃漁網を使った植栽用ネットを無料配布している（4/19市民ホールで実施、ゴーヤ・アサガオの種を118人に配布）。

ウ グリーンカーテンコンテスト（環境つるおか推進協議会事業）

市民・事業者等からの募集により実施し、「環境フェアつるおか」の会場で表彰する。

⑤ エコドライブ教室の開催【継続】

- ・職員対象の教室を開催する。
- ・H27年度から「環境フェアつるおか」の会場で開催している一般市民対象のエコドライブ講習を、本年度も開催する。

⑥ 地球温暖化防止対策の意識啓発【継続】

県が行う地球温暖化対策としての「笑顔で省エネ県民運動」等に協力し、「家庭のアクション」「エコドライブ」など、身近にできる地球温暖化対策について普及啓発を図る。

(3) 資源エネルギー対策

① 地域エネルギービジョン推進事業【継続】

鶴岡市地域エネルギービジョンに基づき、本市の恵まれた地域資源を活用し、自然環境と調和した安全安心な生活環境の形成と地域活力の創出を図る。

ア 再生可能エネルギーの導入の促進

家庭等における再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、自ら取組みを行う個人または事業者を補助金により支援する。

イ 地域内での小水力発電事業の推進

地元企業が制作した小水力発電設備を活用して、地域活性化につながる取組みを行う地域住民団体等を補助金等により支援する。

② 市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進【継続】

国の補助事業等を活用した市有施設等への設備導入を積極的に検討する。

【参考】

- ・ H25～26 年度の鶴岡市LED防犯灯導入事業により、市内の防犯灯 1 万 7 千灯のLED化を実施。
- ・ H25～27 年度の国の「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」（新グリーンニューディール基金）事業により、市内の防災拠点施設となる小中学校等に、太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備。
また、H27 年度の 9 月補正により同基金の残額を活用し、防災拠点施設となる避難場所、避難路等へ太陽光発電設備を備えたLED照明を整備。
- ・ H28（H29 繰越）年度の国の「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業」により、市内の防災拠点施設となる小中学校に、太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備。

③ 地下水利用対策事務【継続】

- ・ 山形県との委託契約に基づき、鶴岡市内の観測井 3 か所（鶴岡・藤島・櫛引）において、地下水位計と地盤沈下計による観測と装置の管理を行う。

- ・地下水の適正利用と保全等を目的とした「庄内南部地域地下水利用対策協議会」の事務局として運営事務を行う。

(4) 自然環境保全活用対策

次世代に引き継ぐべき貴重な資源であり、市民共有の財産である本市の豊かな自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、人と自然との共生を図る。

① 森林文化都市構想推進事業【継続】

本市の貴重な地域資源である豊かな森林から有形無形の恵みを余すところなく享受できるよう、森林の利活用と保全を全市的に推進する。環境課では、市民への森林の意識づけを図るための事業を主に実施する。

ア 森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の開催

市民の森林への親しみを創出するための「つるおか森の時間」を開催する。

H29年度は5回の開催を予定しており、うち2回は森林・温泉・食を活用したウォーキングツアー（日帰り）を試行する。

イ 森の案内人「森のソムリエ」の育成・活用

市民に森林の楽しみ方を伝えることのできる人材「森のソムリエ」を確保・養成するため、講習会及び情報交換・企画立案会議を開催する。

また平成29年度は、森林文化都市の情報発信のために、「森のソムリエ」をリポーターとした森の魅力体験記「もりレポ」（仮称）を本市ホームページ等に掲載する。

ウ 「つるおか森の散歩道20選」の整備・活用

より多くの市民が個人レベルで森歩きを楽しめるよう、平成22～23年度に選定した「森の散歩道20選」の普及促進を図る。本市の貴重な地域資源である豊かな森林を活用して、森に対する市民の意識を高め、森の楽しみ方を学ぶための各種事業を実施する。

また本市の豊かな自然環境と温泉、食文化を取り入れた「鶴岡版クアオルト事業」の調査・検討を行う。

② 庄内自然博物館構想推進事業【継続】

高館山、大山上池・下池、都沢湿地とその周辺地域を主たるフィールドとして、庄内自然博物館構想の理念のもとに、市民の主体的参画と協同による自然環境の保全と自然と触れ合う自然環境学習事業などの事業を行い、人と自然の共生に資する。

ア 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」及び都沢湿地の維持管理

拠点施設であるほとりあについて、大山自治会を指定管理者として、建

物施設等の維持管理及び都沢湿地の維持管理を実施する。

イ 自然学習・保全活動等事業の実施

地元関係機関・団体や学識経験者等で構成する「庄内自然博物館構想推進協議会」を実施主体として、自然学習・保全活動等のソフト事業を実施する。

(5) 生物多様性地域戦略の策定【継続】

生物多様性基本法第 13 条で地方公共団体の策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略について、鶴岡市として平成 28 年度から 29 年度にかけて策定し、関係施策の体系化と今後の方向づけを図る。

(6) 生活環境保全対策

① 環境保全推進員の設置【継続】

鶴岡市生活環境保全条例の規定に基づき、自治組織からの推薦により市長が委嘱する。主に担当区内の生活環境の状況を把握し連絡するとともに、地域住民の意識啓発を図る。

- ・ 391 人に委嘱、廃棄物減量等推進員を兼務。
- ・ 毎年、推進員を対象に年 1 回の全体研修会、数回の地域別研修会を開催している。

② 公害等対策【継続】

典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）その他化学物質などに関して、関係法令に定める手続関係事務や、県と連携した各種測定事務などの対策を行う。

ア 各種汚染物質の測定・分析事務

ダイオキシン類測定、酸性雪調査、西郷地区砂丘地地下水水質測定等を行う。

イ 大気汚染緊急時対策

光化学オキシダント、PM2.5 等の大気汚染物質に関して、県が実施している常時観測の結果に基づいて一定以上の高濃度になることが予測された場合、県が広く注意喚起を行うとともに、市町村においては特に「高感受性者」（呼吸器系・循環器系の疾患のある方、小児、高齢者など）に対する呼びかけを行うこととされている。

そのため市の関係各課が連携して保育所、幼稚園、小中学校及び高齢者施設、障がい者施設等への注意喚起を実施する連携体制を整備している。

ウ 硝酸性窒素等削減対策

庄内地域の砂丘地における硝酸性窒素等への対策として、県が関係機関による「窒素負荷低減推進連絡調整会議」を設置し、「硝酸性窒素等削減対策計画」を定めて対策を行っている。

これに基づき、農業用水井戸の水質について県は年 4 回（4 か所）、市は年 2 回（5 か所）の調査を実施している（前記「西郷地区砂丘地地下水分析調査結果」）。

環境基準を上回る井戸が例年あることから、健康課へ情報提供し、地下水を飲用しないよう地域住民へ呼びかけを行っている。

エ 騒音・振動に係る届出書の受理

騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境保全条例に基づき、特定施設・特定建設作業・公害防止管理者等の届出等の事務を行う。

オ 自動車交通騒音常時監視業務

騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を実施する。主に市内の国道、県道の自動車騒音値を評価区間ごとに実測または推計により評価する。

カ 放射性物質の環境調査に関する事務

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所における事故の発生に伴う安全確認ため、「山形県空間放射線量モニタリング計画」に基づいて空間放射線の測定を実施する。市内 1 か所（鶴岡公園内）で隔月で実施し、結果を県へ報告する。

③ 生活環境被害苦情等対応【継続】

典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）のほか、市民から寄せられる野焼き・油漏れ・空き地管理・鳥獣害などの苦情・相談・通報等に対し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対処して、市民の生活環境の保全を図る。苦情等が寄せられた場合は、速やかに現地に赴いて事情を聞き取り、現地調査に基づいて原因者への指導等を行う。

④ カラス被害対策【継続】

主に鶴岡市街地におけるカラスの生活環境被害を軽減するため、調査・追払い・清掃・捕獲・啓発の各分野にわたる総合的な対策を行う。

⑤ 空き家対策事業【継続】

ア 空家等審議会の開催

「鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例」第 8 条に基づき、命令、代執行その他空き家等の適正な管理のための措置について調査審議するために設置。

- ・委員 5 人以内、任期 2 年（現在 5 人、任期 H29 年 4 月 1 日～H31 年 3 月 31 日）
- ・通常年 1 回開催、ほか必要に応じて臨時的に開催する。

イ 「空家等対策計画」の策定

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定める計画（任意）について、昨年度に引続き策定作業を進め早期に策定する。

ウ 空き家による生活環境被害の防止・軽減

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例」に基づく空き家対策を行う。主に都市計画課において有効活用策、環境課において生活環境被害対策を行う。

○ 適正管理対策

所有者等の理解促進を図るとともに、周辺住民等からの苦情相談等に適切に対応する。当面の危険性に関しては、市条例に基づく「応急措置」を行うなどにより対処する。

○ 不良空き家対策

- ・不良空き家（老朽危険度 D ランク）の除却を促進するため、所有者等の状況や跡地利用を意識しながら個別に対策手法を検討する。
- ・また実地調査を通じて「要注意空き家」の洗い出しを行い、危険回避対策が必要と判断された場合は、法に基づく行政代執行等を検討する。
- ・平成 29 年度に予算化された「危険空き家解体補助金」制度の活用を想定しながら対策を進める。

⑥ アメリカシロヒトリ防除対策事業【継続】

外来種であるアメリカシロヒトリの繁殖による生活環境被害を防止・軽減するため、アメリカシロヒトリ防除相談室を 6 月～9 月に設置して発生状況調査を行い、市民相談に応じるとともに、自治会等の組織で行う共同防除の実施に対して、防除用機械の貸出しと薬剤の提供を行う。

(7) 環境意識啓発対策

① 環境教育推進事業【継続】

ア 環境つるおか推進協議会の運営

平成 21 年 2 月に設立した「環境つるおか推進協議会」の事務局として、市・市民・事業者の連携のもとで環境全般にわたる啓発事業を行う。

イ 「環境フェアつるおか」の開催

環境関係の中心的イベントとして、主催の「環境つるおか推進協議会」との共催により実施する。3R への取組み、地球温暖化への取組み、エコ製品等の紹介、各種体験コーナー、環境関連作品の展示など、広く市民に

対し環境に対する意識啓発を図る。(平成 29 年度で第 19 回)

ウ 親子環境教室の開催

親子で鶴岡市の環境問題に対する意識の醸成を図るため、夏休み期間に、環境に係る施設等の見学や自然体験を行う環境教室を開催する。

エ 環境出前講座の幹旋

環境アドバイザーや企業による出前講座を小中学校及び地域に幹旋するほか、他団体へのエコバンクの貸出し等を実施する。

オ 環境ポスター募集・表彰

環境保全に関するメッセージ性のあるポスターを小中学生から募集し、市民の環境意識の啓発に役立てるとともに、応募した小中学生自身にも環境意識を高めてもらう。優秀作は「環境フェアつるおか」で表彰し展示する。

カ 鶴岡市こども環境かるた大会

小中学生からの募集をもとに製作した「鶴岡市こども環境かるた」を環境ツールとして活用するとともに、子どもたちが身の回りの環境問題に気づき、行動するきっかけとしてもらうことを目的として実施する(平成 29 年度で第 6 回)。

② 環境情報の発信【継続】

ア 環境広報「エコ通信」の発行

環境に関する意識啓発と情報提供を目的とした広報紙を年 4 回発行し、全世帯に配布する。A3 版で 2 回(9 月秋号、3 月春号)、A4 版で 2 回(7 月夏号、12 月冬号)。

3 鶴岡市の大気等環境保全状況

(1) ダイオキシン類測定結果【環境課】

今年度のダイオキシン類測定分析は、大気及び河川水について実施した。なお、大気分析は例年2回実施しており、地下水と河川水の分析は交互に隔年1回実施している。平成28年度は、大気と地下水を市民プールで行い、測定結果は以下のとおり環境基準を下回っている。

- ◆採取場所：《大 気》鶴岡市民プール（2階テラス） 【8月、1月採取】
- 《地下水》鶴岡市民プール（プール流入口） 【8月採取】

(ダイオキシン類調査結果)

項 目	H25	H26	H27	H28	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	0.0063	0.0043	0.0063	0.0065	0.60
河川水 (pg-TEQ/ℓ)	0.27	—	0.21	—	1.0
地下水 (pg-TEQ/ℓ)	—	0.024	—	0.052	1.0

※大気は2回の平均

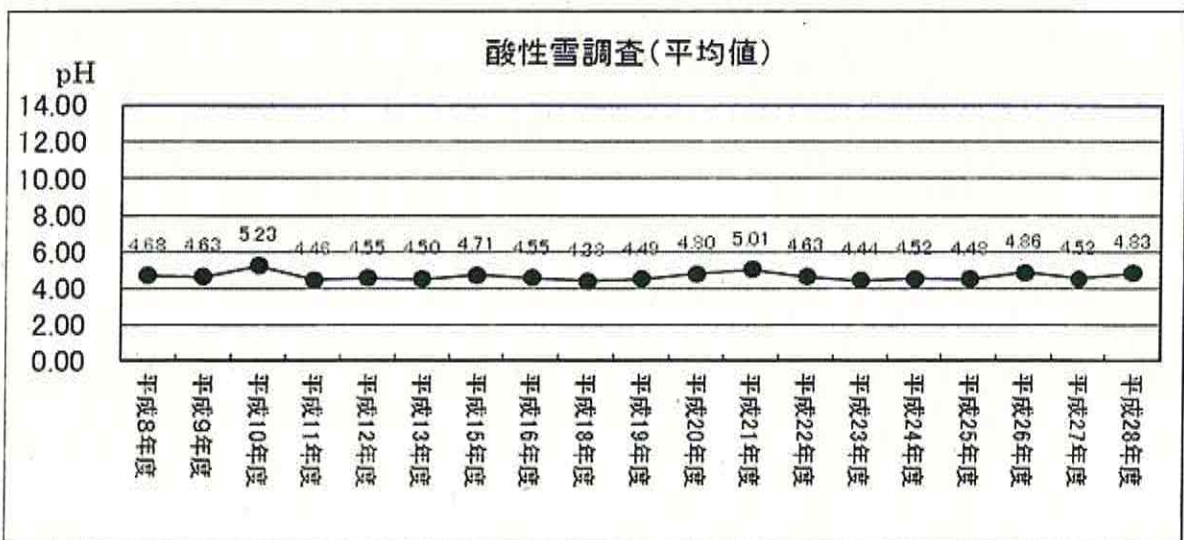
(2) 酸性雪調査結果【環境課】

平成8年度から調査しており、長期的には酸性度は横ばいとなっている。

- ◆測定場所：浄化センター

- ◆調査期間：1月下旬から2月下旬までの約1ヶ月間

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
第1期 (pH)	4.72	4.60	4.56	4.28	4.42	4.81	4.75
第2期 (pH)	4.18	4.67	4.18	4.41	5.88	4.17	4.98
第3期 (pH)	4.68	4.25	4.48	4.74	4.83	4.38	4.88
第4期 (pH)	4.94	4.22	4.87	4.50	4.31	4.72	4.72
平 均 (pH)	4.63	4.44	4.52	4.48	4.86	4.52	4.83



(3) 西郷地区砂丘地地下水分析調査結果【環境課】

硝酸性窒素等の地下水汚染が懸念されている西郷地区において、農業用水井戸5箇所の地下水について、例年7月と10月の2回、硝酸性窒素等の地下水汚染状況を調査している。昨年度は、2箇所の井戸で環境基準の10mg/ℓを超える硝酸性窒素が検出された。検出値は、最大14.1mg/ℓである。このことから健康課へ情報提供し、飲用しないことを関係者に周知している。今後も監視を続けていく必要がある。

(平成28年度調査結果)

：基準超過

箇所	調査時期	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	塩化物イオン (mg/ℓ)	溶解性鉄 (mg/ℓ)	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/ℓ)	溶解性マンガン (mg/ℓ)
1	7月	<0.1	8.4	31.5	0.026	1.4	0.006
	10月	<0.1	8.7	29.2	<0.005	0.9	<0.005
2	7月	<0.1	3.5	46.7	0.021	1.6	<0.005
	10月	<0.1	4.4	45.0	0.015	1.3	<0.005
3	7月	<0.1	4.3	36.8	0.053	1.6	0.027
	10月	<0.1	5.2	31.3	0.027	0.8	0.022
4	7月	<0.1	11.0	29.2	<0.005	3.0	<0.005
	10月	<0.1	14.1	28.6	<0.005	2.7	<0.005
5	7月	<0.1	10.5	42.2	0.008	1.3	<0.005
	10月	<0.1	9.2	54.1	<0.005	1.1	<0.005
人の健康保護に関する環境基準		10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	—	—	—	—
水道法による水質基準		10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	200 mg/ℓ 以下	0.3 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下

(4) 旧北日本朝日事業場跡地（熊出地区）の水質調査の実施【朝日庁舎】

平成13年に廃止された(株)北日本の朝日事業場跡地からの浸出水や地下水、周辺地区の河川水や井戸水を監視するため、「人の健康の保護に関する項目」（以下「健康項目」という。）や「生活環境の保全に関する項目」（以下「生活環境項目」という。）の他、有機リン、ダイオキシン類についての水質調査を実施した。

① 浸出水調査結果

健康項目 27 項目と生活環境項目 3 項目の他、有機リンなどについて調査した。健康項目は、すべて定量下限値未満であり、環境基準を下回っている。生活環境項目については、BOD（生物化学的酸素要求量）SS（浮遊物質）、pHいずれも河川類型 A と比較しても超過はなく、生活環境を害するような結果は認められなかった。

項目	H26	H27	H28	環境基準値		
				健康項目	生活環境項目	
					河川類型 A (水道水)	河川類型 D (農業用水)
カドミウム (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.003	0.003 以下	—	—
全シアン (mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	検出され ないこと	—	—
鉛 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	—
六価クロム (mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	0.05 以下	—	—
砒素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	—
総水銀 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	—
BOD (mg/ℓ)	3	1	<1	—	2 以下	8 以下
pH (mg/ℓ)	7.5	7.9	7.9	—	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
SS (mg/ℓ)	11	<1	<1	—	25 以下	100 以下
有機リン (mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—

② 地下水調査結果

跡地周辺の地下水のダイオキシン類の濃度について調査した結果、環境基準の超過は無かった。

項目	H26	H27	H28	環境基準
ダイオキシン (pg-TEQ/ℓ)	0.025	0.043	0.036	1 以下

③ 河川水調査結果

健康項目1項目と生活環境項目3項目の他、亜鉛や銅について調査した結果、亜鉛、銅は定量下限値未満であるし、その他の項目についても環境基準の超過はなく、生活環境を害するような結果は認められなかった。

項目	H26 (北側)	H27 (北側)	H28 (北側)	環境基準値		
				健康項目	生活環境項目	
					河川類型 A (水道水)	河川類型 D (農業用水)
BOD (mg/ℓ)	2.9	1.6	0.8	—	2以下	8以下
pH	7.4	7.4	7.4	—	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
SS (mg/ℓ)	3	6	4	—	25以下	100以下
砒素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	—	—
亜鉛 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—
銅 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—

④ 井戸水調査結果

水道法に基づく水質基準のうち大腸菌や重金属など39項目すべて基準値を下回った。

項目	H26	H27	H28	水道法による 水質基準
大腸菌	検出せず	検出せず	検出せず	検出され ないこと
カドミウム (mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
水銀及びその化合物 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	<0.005	<0.001	0.002	0.01以下
砒素及びその化合物 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.05	0.05以下
pH	7.3	6.7	7.7	5.8以上 8.6以下

(5) 自動車交通騒音調査結果【環境課】

国からの法定受託事務として実施。騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を行った。平成28年度は、8箇所の調査を実施し、下表のとおり11区間に隣接する住居等の評価を行った結果、基準値を超過した住居は2戸あった。このことから本市の達成率は、99.3%となった。

■ : 基準超過

区間別騒音調査結果 (39 区間)

一連番号	評価の実施年度	H28年実測	路線名	車線数	調査区		評価区間の延長 (km)	調査結果				
					評価区間			評価対象住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下 (戸)	昼間のみ基準値 以下 (戸)	夜間のみ基準値 以下 (戸)	昼間・夜間とも 基準値超過 (戸)
					始点	終点						
1	2014		山形自動車道	2	鶴岡市高坂	鶴岡市小淀川	3.9	32	32	0	0	0
2	2014		山形自動車道	2	鶴岡市小淀川	鶴岡市友江	2.1	5	5	0	0	0
3	2016	○	一般国道7号	4	鶴岡市小淀川	鶴岡市中野京田	0.9	33	33	0	0	0
4	2014		一般国道7号	4	鶴岡市中野京田	鶴岡市平京田	0.3	62	62	0	0	0
5	2015		一般国道112号	2	鶴岡市伊勢横内	鶴岡市伊勢原町1	1	23	23	0	0	0
6	2013		一般国道112号	2	鶴岡市日出2丁目9	鶴岡市宝町19	1.9	208	191	0	6	11
7	2016	○	一般国道112号	4	鶴岡市大宝寺町7	鶴岡市道形町33	0.6	93	93	0	0	0
8	2013		一般国道112号	2	鶴岡市道形町34	鶴岡市道形町20	0.7	79	73	0	1	5
9	2013		一般国道112号	2	鶴岡市宝田2丁目4	鶴岡市文下	1.6	11	11	0	0	0
10	2014		一般国道112号	2	鶴岡市中野京田	鶴岡市友江町4	3	83	83	0	0	0
11	2016	○	一般国道112号	2	鶴岡市友江町2	鶴岡市大山2丁目42	0.6	89	89	0	0	0
12	2014		一般国道112号	2	鶴岡市大山2丁目38	鶴岡市大山	0.5	85	85	0	0	0
13	2015		一般国道112号	2	鶴岡市宮沢	鶴岡市下川	2.1	210	210	0	0	0
14	2015		一般国道112号	2	鶴岡市下川	鶴岡市下川	0.7	26	26	0	0	0
15	2015		一般国道345号	2	鶴岡市外内島	鶴岡市外内島	0.3	11	11	0	0	0
16	2013		一般国道345号	2	鶴岡市宝町19	鶴岡市大宝寺	0.2	1	0	0	1	0
17	2015		酒田鶴岡線	2	鶴岡市馬町	鶴岡市友江町20	1	27	27	0	0	0
18	2015		酒田鶴岡線	2	鶴岡市大山2丁目37	鶴岡市大山1丁目36	0.8	47	47	0	0	0
19	2015		余目加茂線	2	鶴岡市下川	鶴岡市下川	0.4	41	41	0	0	0
20	2016	○	鶴岡羽黒線	2	鶴岡市中野京田	鶴岡市美咲町1	0.7	68	68	0	0	0
21	2016		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市みどり町18	鶴岡市馬場町12	1.9	303	303	0	0	0
22	2016		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市馬場町11	鶴岡市本町1丁目8	0.5	61	61	0	0	0
23	2016		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市昭和町12	鶴岡市東原町9	1.3	221	219	0	2	0
24	2012		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市日出2丁目9	鶴岡市苗津	0.4	30	30	0	0	0
25	2013		鶴岡停車場線	2	鶴岡市末広町3	鶴岡市末広町9	0.3	15	15	0	0	0
26	2012		面野山鶴岡線	2	鶴岡市覚岸寺	鶴岡市錦町21	1.6	95	95	0	0	0
27	2016	○	面野山鶴岡線	2	鶴岡市新形町17	鶴岡市大塚町14	1.9	241	241	0	0	0
28	2016	○	面野山鶴岡線	2	鶴岡市美咲町1	鶴岡市小淀川	1	26	26	0	0	0
29	2014		鶴岡広野線	2	鶴岡市文下	鶴岡市文下	0.6	8	8	0	0	0
30	2012		湯田川大山線	2	鶴岡市矢馳	鶴岡市友江町2	1.2	65	64	0	1	0
31	2013		鶴岡村上線	2	鶴岡市宝町19	鶴岡市宝町1	0.6	154	154	0	0	0
32	2013		鶴岡村上線	2	鶴岡市日吉町1	鶴岡市日吉町2	0.1	21	21	0	0	0
33	2013		鶴岡村上線	2	鶴岡市日吉町3	鶴岡市上畑町3	0.5	109	109	0	0	0
34	2013		鶴岡村上線	2	鶴岡市上畑町3	鶴岡市馬場町9	1.2	158	158	0	0	0
35	2012		鶴岡村上線	2	鶴岡市馬場町11	鶴岡市高坂	2.6	428	428	0	0	0
36	2012		たらのき代鶴岡線	2	鶴岡市外内島	鶴岡市本町2丁目3	2.5	377	377	0	0	0
37	2016	○	たらのき代鶴岡線	2	鶴岡市昭和町12	鶴岡市日吉町2	1.6	275	275	0	0	0
38	2016	○	たらのき代鶴岡線	鶴岡市大宝寺町1	鶴岡市宝田2丁目3	1.3	238	238	0	0	0	
39	2014		日本海東北自動車道	鶴岡市友江	鶴岡市友江	0.6	1	1	0	0	0	

鶴岡市の環境状況 (平成28年度)

(県)参考資料

項目	環境基準値	H26年度	H27年度	H28年度	目標値 H33年度	判定	算定方法
地下水の測定結果	各環境基準値	一部環境基準 超過(砒素・硝 酸性窒素)	一部環境基準 超過(硝酸性窒 素)	一部環境基準 超過(硝酸性窒 素)	環境基準クリア	×	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
大気中二酸化硫黄含有量 (ppm)	0.004以下	0.001	0.001	0.001	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
大気中二酸化窒素含有量 (ppm)	0.06以下	0.014	0.012	0.011	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
大気中浮遊粒子状物質含 有量 (mg/?)	0.1以下	0.041	0.046	0.029	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
大気中光化学オキシダント 含有量 (ppm)	0.06以下	0.097 環境基準超過	0.103	0.083	環境基準クリア	×	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
微小粒子状物質(PM2.5) 含有量 ($\mu\text{g}/\text{?}$)	年平均 15以下 日平均 35以下	年平均 13.1 日平均 35.0	年平均 10.6 日平均 31.6	年平均 8.4 日平均 19.9	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
ダイオキシン類含有量 (大気中) (pg-TEQ/?)	0.6以下	0.0040	0.006	0.0065	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
ダイオキシン類含有量(公共 用水域) (pg-TEQ/?)	1.0以下	0.039(温海川) 0.043(鼠ヶ岡 川)	0.25 (内川)	0.87 (大山川)	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
河川水BOD(内川) ($\text{mg}/\text{?}$)	3.0以下 (河川類型B)	1.2	0.9	1.0	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
河川水BOD(青龍寺川) ($\text{mg}/\text{?}$)	2.0以下 (河川類型A)	1.0	0.7	0.7	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋
河川水BOD(大山川) ($\text{mg}/\text{?}$)	3.0以下 (河川類型B)	2	1.1	1.1	環境基準クリア	○	「平成28年度山形県の 大気環境等の状況」県 公表資料から抜粋

(環境基準値超過項目について)

- 1 大気中の光化学オキシダントの測定結果が環境基準を超過している。

年間の超過日数は44日であり、測定値は、最高値を掲載している。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度となりやすい。環境基準を達成できなかったが、注意報発令基準(0.12ppm)には至らなかった。

単位:ppm

調査地区	測定結果			環境基準
	H26年度	H27年度	H28年度	
錦町(H26まで西新斎町)	0.907	0.103	0.083	0.06

4 鶴岡市生物多様性地域戦略（案）について

（1）生物多様性について

生物多様性とは、多様な生物が互いにつながりを持ち、自然環境に適応しながら生きていることを指す言葉です。生物多様性には大きく3つの分類〔生態系の多様性〕〔種の多様性〕〔遺伝子の多様性〕があり、様々なレベルにおいて生物の多様さを表す概念です。

生物多様性や生態系がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼びます。自然環境を守ることは、生態系サービスを持続的に賢く利用するための重要な課題と言えます。



図1 生態系サービスの分類

（環境省資料「価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学：TEEBの紹介」より抜粋）

（2）背景

生物多様性保全の国際的な流れは、平成4年の国連環境開発会議における「生物の多様性に関する条約」の調印に端を発しています。わが国では現在「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定（平成24年）されています。

国家戦略を受けて、各都道府県および市町村でも生物多様性地域戦略が策定されており、生物多様性を保全し、未来へ向けてその恵みを持続的に活用していこうという取組みが広がっています。

山形県では平成26年3月に「山形県生物多様性戦略」が策定されています。

	生物多様性基本法 (H20.6 施行)	生物多様性国家戦略 2012-2020 (H24.9 改訂)
国	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する 戦略を策定、施策を推進 (国：策定義務 地方公共団体：努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法を受け、生物多様性を脅かす危機や課題を整理する 短期（～2020）と長期（～2050）の目標を設定する
山形県	山形県生物多様性地域戦略 (H26.3 施行)	
	<ul style="list-style-type: none"> 山形県における生物多様性の現状と課題を整理し、保全する 生物多様性がもたらす恵みを将来の世代にわたって享受できるよう、持続可能な活用を図っていく 	

図2 国・県における生物多様性戦略策定

(3) 戦略の目的と位置付け

鶴岡市生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づき鶴岡市が策定するもので、鶴岡市における生物多様性を保全し、自然環境のもたらす恵みと、その中で育まれてきた歴史文化を未来へ伝え、活かしていくための取組みを進めることを目指します。

市が実施する各施策を、【生物多様性】を切り口にまとめ、それぞれの事業の中で生物多様性の保全を意識し実施していくことを目的のひとつとしています。

鶴岡市では、鶴岡市総合計画において「森林文化都市構想」を掲げ、恵まれた自然を生かし、自然とともに生きる地域づくりを推進することとしています。また、鶴岡市環境基本条例においても、多様な生態系の健全な維持や、恵み豊かな環境を育みながら、良好な状態で将来の世代に継承することなどを基本理念に掲げています。

本戦略は、基本法や国家戦略の趣旨を踏まえ、県戦略との連携を図りつつ、市・市民・事業者といった鶴岡市に関わる各主体がそれぞれ、あるいは協働しながら生物多様性の保全と利用に係る取組を行う際の指針となるものです。

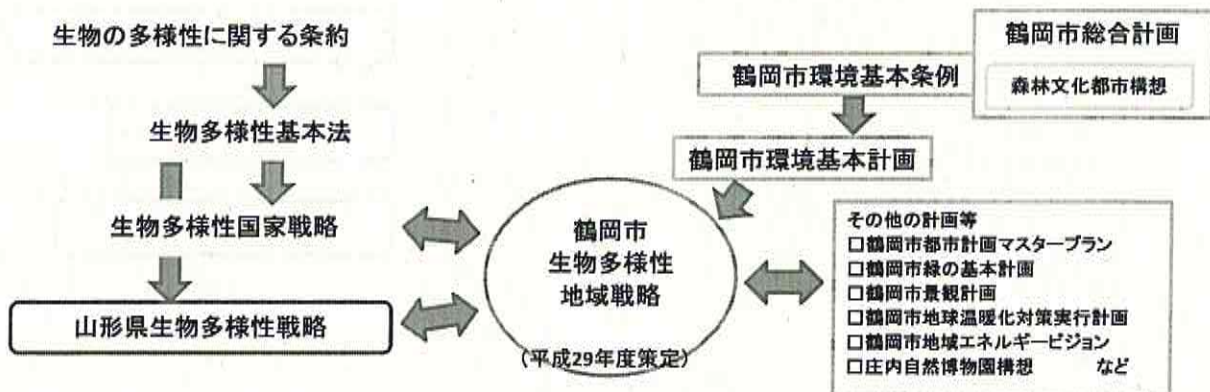


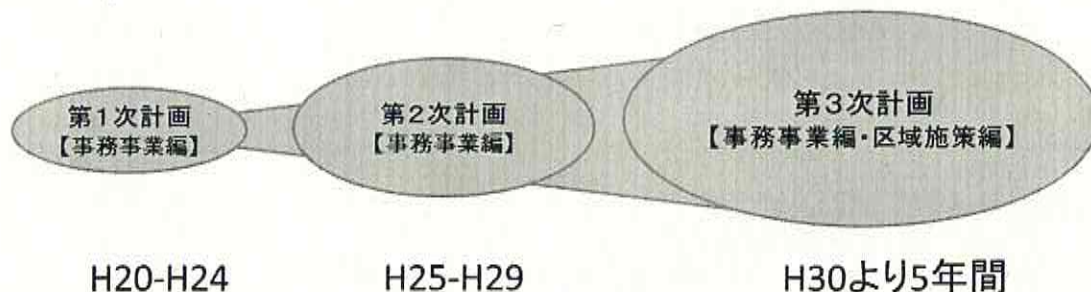
図3 本市における生物多様性地域戦略の位置付け

5 第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（案）について

(1) 策定趣旨

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画として、平成20年6月に「鶴岡市地球温暖化対策実行計画（第1次）(H20-H24)」を、平成25年7月には「鶴岡市地球温暖化対策実行計画（第2次）(H25-H29)」を策定し、計画に基づいた市施設の温暖化防止対策「事務事業編」を推進してきた。

このような中、温暖化の進行や気候変動による環境問題の深刻化、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する市民意識の高まり等の社会動向の変化が見られる。これらの状況に対応していくためには、国の温室効果ガスの排出削減目標や、今後の社会動向等を捉えながら、市域全体における実効性のある温暖化対策を総合的に推進する必要があることから、これまで運用してきた計画の期間終了に伴う改定にあわせ、新たに「区域施策編」及び「温暖化対策の適応策」を盛り込んだ内容として、「第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画」を今年度中に策定する。



(2) 地球温暖化対策実行計画の基本事項

「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。

地方公共団体実行計画は、大きく分けて2つの部分(「事務事業編」と「区域施策編」)から構成される。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに九州作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下、「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

地方公共団体実行計画「事務事業編」とは

地方公共団体自らの事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるもの。
なお、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画「区域施策編」とは

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。なお、全ての都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務付けられており、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)において、その他の市町村についても策定に努めることが求められている。

「気候変動による影響への適応のための対策・施策」とは

気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する(または温暖化の好影響を増長させる)こと。明示的には位置づけられていないものの、地方公共団体実行計画において適応策を盛り込むことが可能であり、総合的かつ計画的に取り組むことが重要とされている。

(3) 計画の構成(案)

本計画は、対象とする範囲別に区域施策編と事務事業編に区分け、各編に共通する事項(計画の基本的事項と推進体制)については、一つの章に取りまとめている。各章の構成(案)は図1のとおり。

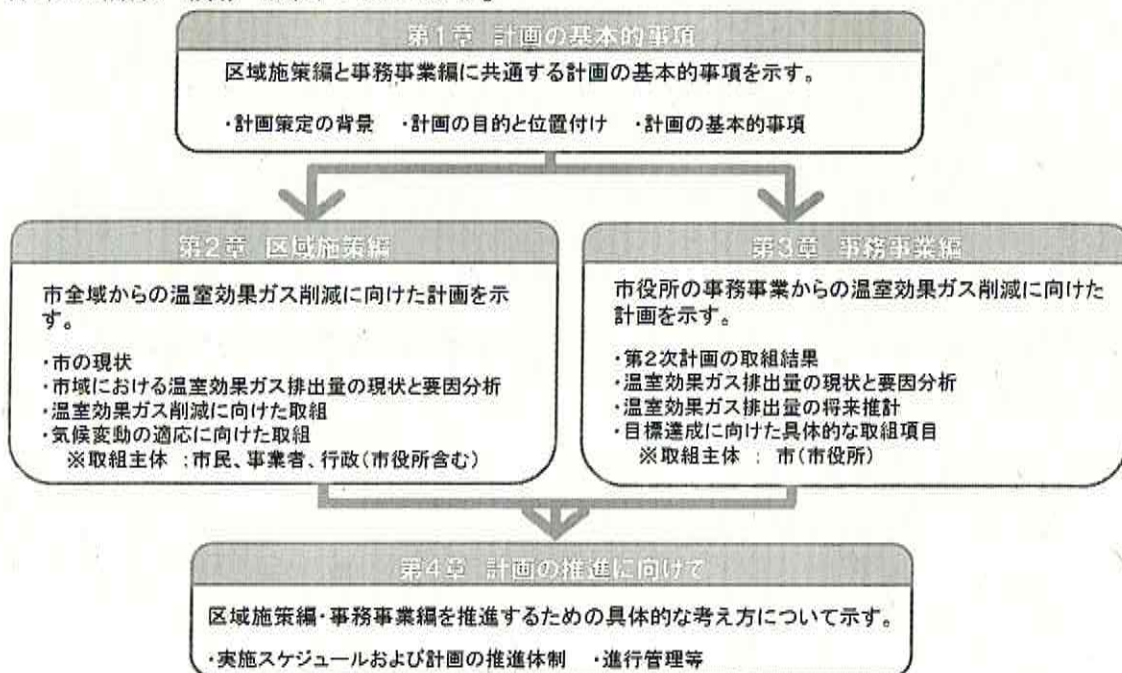


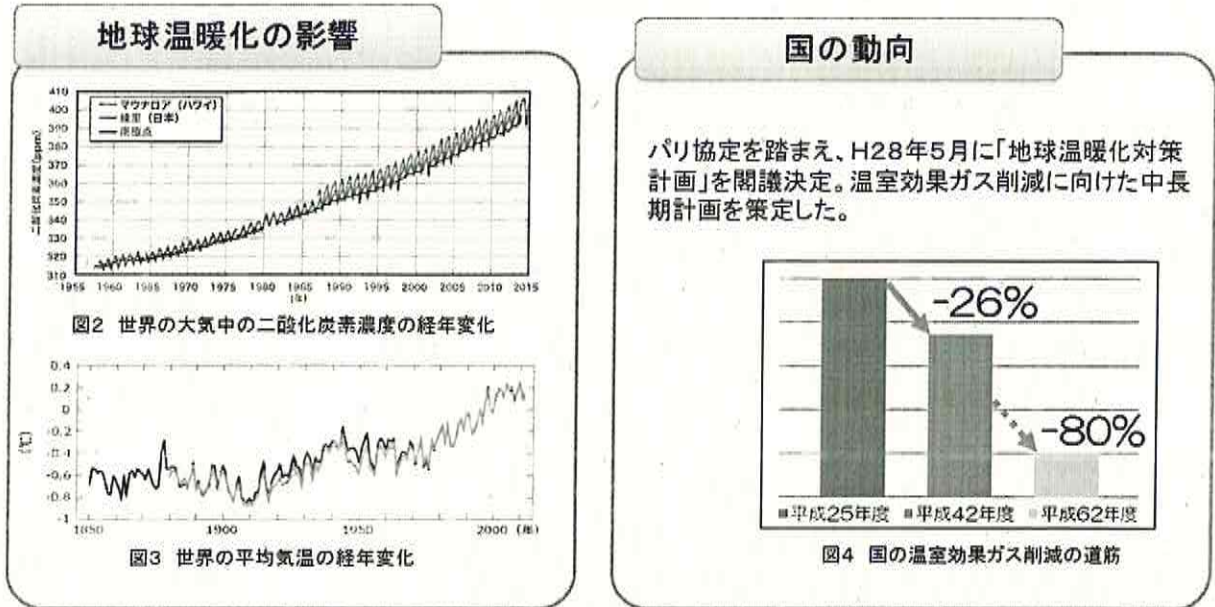
図1 第3次計画の構成案

(ア) 第1章 計画の基本的事項

○計画策定の背景

地球温暖化の影響による環境の変化をまとめ、国や県等における地球温暖化防止に向けた動向について記載する。

(記載例)



○計画の位置付け

本計画は、図5に示すような位置付けとし、国や山形県及び本市の各種関連計画と整合・連携をはかり取組みを進めていきます。

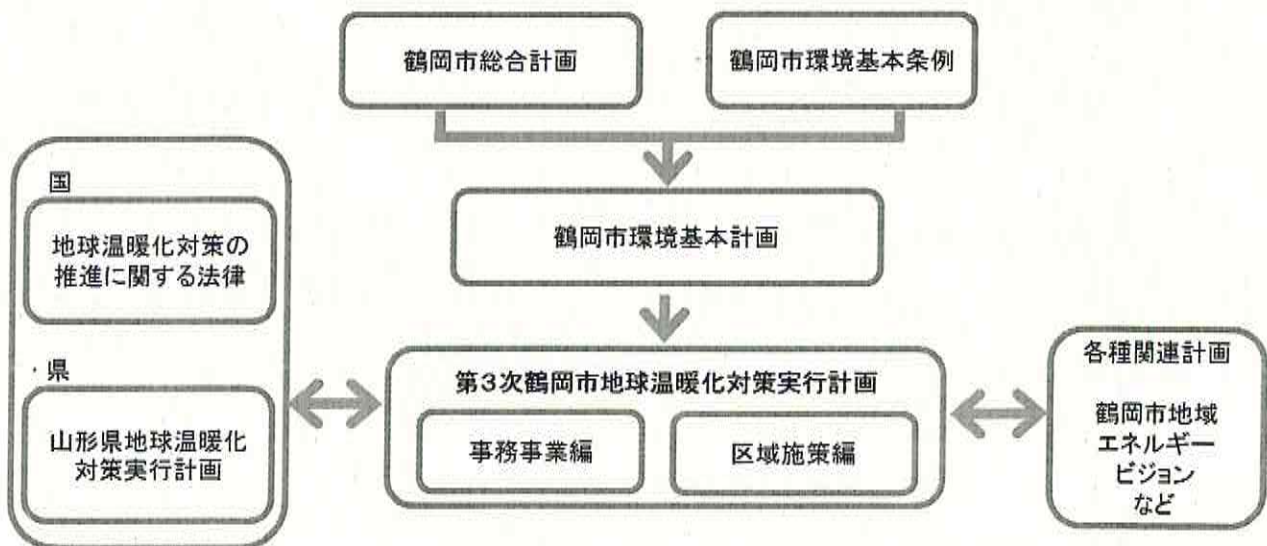


図5 計画の位置付け

(イ) 第2章 区域施策編

国や県の計画を参考にし、本市における温室効果ガス排出量の削減目標とする年度や数値を設定。また、市民及び事業者からのアンケート結果及び地域特性を踏まえ、より実効性のある取り組みを市民・事業者・市が一体となり進めていく。

(記載例)

鶴岡市域における温室効果ガス排出量の現況

鶴岡市域より排出される温室効果ガスは、2014年度(H26)で978千t-CO₂となっており、1990年度から2014年度の間には161千t-CO₂(約1.2%)増加しています。

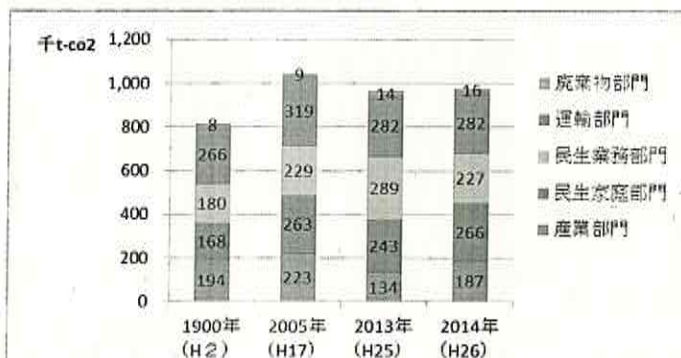


図6 鶴岡市域における温室効果ガス排出量の推移



図7 2014年度における部門別の温室効果ガス排出量

(ウ) 第3章 事務事業編

国や県の計画を参考にし、本市域における環境行政の担い手として、温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策への取組を率先して実施するとともに、取り組みを通じて市民や事業者の普及啓発を図っていく。

(記載例)

鶴岡市有施設における温室効果ガス排出量の現況

第2次計画(H25-H29)ので掲げた市有施設での温室効果ガス削減目標5%について、H28年度までの4年間で7.68%の温室効果ガス排出量削減となり、現時点で目標を達成する見込みとなっている。

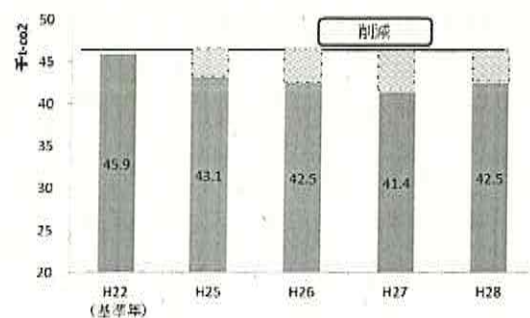


図8 市有施設における温室効果ガス排出量の推移



(エ) 計画の推進に向けて

図9の推進体制にて進行管理を行う予定。

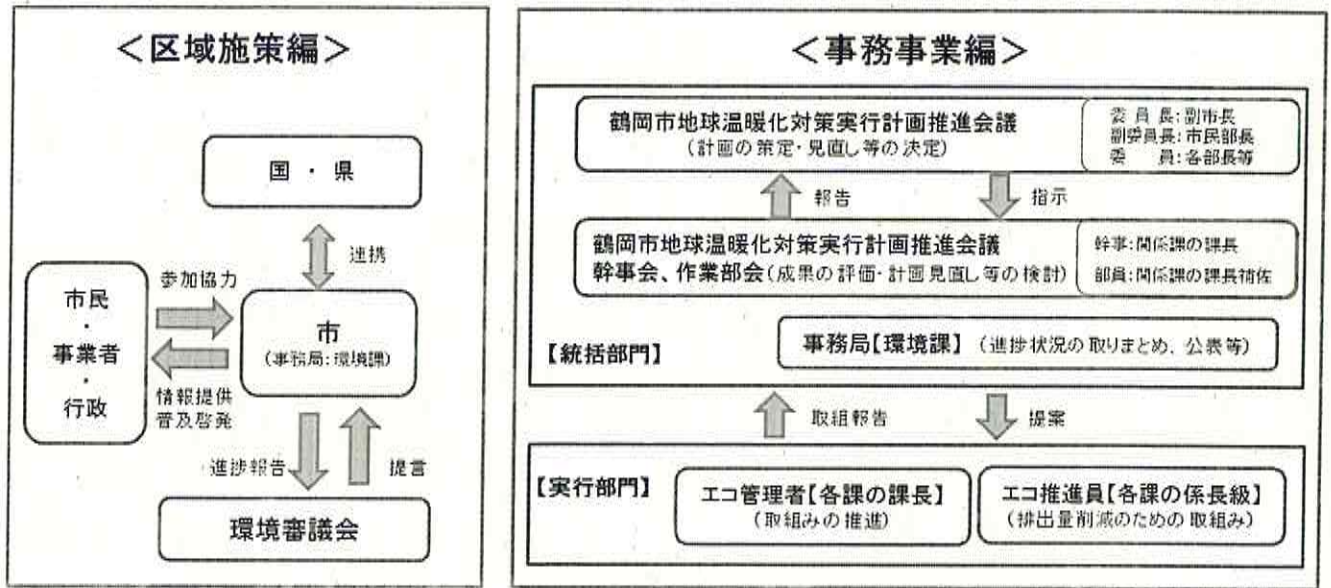


図9 計画における推進体系案

なお、削減目標等については、国や国際社会の動向等に応じ見直しの検討を行う。

(4) 今後のスケジュール

- 平成29年10月 … 市内事業者及び市民向けアンケートの実施
- 平成30年 1月 … パブリックコメントの実施
- 平成30年 2月 … 平成29年度第2回環境審議会にて計画（案）の承認
- 平成30年 3月 … 計画の策定

(5) 参考 第2次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（H25－H29）【冊子】